



姉妹都市・オッフェンバッハ市の青少年交流団が川越市を訪問。関連記事は10ページ

## 令和元年台風第19号により被災された方へ：2

被災された方が受けられる各種制度についてお知らせしています。

## 台風第19号で被災された方にご支援を：7

復旧支援のため、義援金を受け付けています。

\* 川越市ホームページ(<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>)でも、広報川越をご覧ください。

# 広報 川 越

No. 1450

令和元年11月10日

(毎月10日・25日発行)



川越市シンボルマーク



TOKYO 2020



開催会場

11月5日から22日(金)まで支援や手続きを案内する相談窓口を開設しています(土・日曜日を除く)。  
時間…午前9時～午後5時 会場…市役所本庁舎1階

## ひとり親家庭等医療費支給の特例措置

こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

被災により住宅・家財等の被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、資格停止を資格認定に変更できます。

## 特別児童扶養手当の特例措置

こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

被災により住宅・家財等の被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、支給停止を解除できます。

## 児童扶養手当の特例措置

こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218

被災により住宅・家財等の被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、一部支給または全部停止を全部支給に変更できます。

## 母子父子寡婦福祉資金の償還猶予

こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218

資金を償還中の方は、支払いの猶予を受けることができます。

## 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の災害等に係る特例措置

障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033

被災により、住宅・家財等の価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、支給停止を解除できます。

## 育英資金の返済猶予

教育総務課 ☎224-6074 ☎224-5086

資金を返済中の方は、返済の猶予を受けることができます。

## 就学援助費の支給

教育財務課 ☎224-6083 ☎224-5086

被災により小中学校の就学費の負担が困難になった保護者は、給食費や学用品費等の援助を受けることができます。

## 被災家屋の消毒

食品・環境衛生課 ☎227-5103 ☎224-2261

床上・床下浸水などの被害を受けた家屋を消毒します。

## 浸水の影響を受けた家財等の処分

環境施設課 ☎239-6901 ☎239-6903

浸水被害を受けたご家庭の災害ごみの持ち込み手数料が免除されます。

## 水道料金等の減免

給水サービス課 ☎223-3071 ☎223-0208

床上浸水または床下浸水の被害を受けた方は、11月・

12月検針分の水道料金および下水道使用料の減免を受けることができます。手続きは不要です。

## 浸水住宅等の排水処理費補助金

防災危機管理室 ☎224-5554 ☎225-2895

床上浸水または床下浸水した住宅で、床下の排水作業を行った場合、その費用の一部について補助を受けられる場合があります。

## 被災した住宅の応急修理

建築指導課 ☎224-5974 ☎225-9800

災害救助法に基づき、「半壊」、「準半壊」または「大規模半壊」の被害を受けた住家について、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理を受けることができます。

## 仮住まいの貸出し

建築住宅課 ☎224-6049 ☎224-8965

浸水被害による住宅の改修のため、一時的な仮住まいを必要とする方に、市営住宅・県営住宅を貸し出します。

\*被害認定が全壊の方は、災害救助法の適用により、「応急仮設住宅」の制度を利用することもできます。ただし、「住宅の応急修理」とは併用できません。

## 建築確認申請手数料の免除

建築指導課 ☎224-5974 ☎225-9800

被害を受けた住宅を建て替える際に、建築確認申請手数料が免除される場合があります。

## 日赤災害救援物資配布

福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

被災状況に応じ、布団等の物資を配布します。

## 災害弔慰金の支給

福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

災害により亡くなった方の遺族は、災害弔慰金を受けることができます。

## 災害障害見舞金の支給

福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

災害により重度の障害を受けた方は、災害障害見舞金を受けることができます。

## 災害援護資金の貸付

福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

災害によって負傷または住居、家財の損害を受けた方に生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

## 経営安定資金(大臣指定等貸付・知事指定等貸付)

川越商工会議所 ☎229-1850 ☎225-2101

市内で被災した中小企業の方を対象に、災害復旧のために必要な設備および運転資金の貸し付けを受け付けます。

# 令和元年台風第19号により被災された方へ

事前に「り災証明書」または「被災証明書」の交付申請をしておく必要がある制度もあります。制度によって、対象となる要件や必要な書類などが異なります。詳しくは、各担当課にお尋ねいただくか市ホームページを確認してください。なお、被災された方が受けられる各種制度をまとめたパンフレットを、臨時市民相談窓口で配布しています。

## り災証明書等の交付

福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

公的支援や保険金等の請求をする際に必要な、り災証明書等の交付を受けることができます。

対象…住家、家屋、設備、家財等に被害を受けた方  
証明書の種類

- り災証明書…「全壊」「半壊」など、住家の被害の程度を証明する物で、公的支援を受ける際に必要
  - 被災証明書…家屋や家財、車両等が被害を受けたことを証明する物
  - り災(被災)届出証明書…災害により被害を受けた物について、被害の状況を市長に届け出たことを証明する物
- 申請方法…同課(本庁舎1階)または市ホームページにある申請書に必要事項を記入し、郵送または直接同課(郵送の場合は、〒350-8601川越市役所福祉推進課)

## 受けられる各種支援制度

### 災害見舞金の支給

福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

住居の床上浸水または半壊以上の被害を受けた世帯等は災害見舞金を受けることができます。手続きは不要です。

### 市民税・県民税の減免

市民税課 ☎224-5640 ☎226-2540

居住している家屋が床上浸水により被害を受けた場合、その家屋の所有者(賃貸物件の場合は借り主)に掛かる市民税・県民税の減免を受けることができます。

### 所得税等の軽減・免除等

川越税務署 ☎235-9411

被害の程度によって、所得税等が軽減・免除される場合や、納税の猶予を受けることができる場合があります。

### 固定資産税・都市計画税の減免

資産税課 ☎224-5642 ☎226-2539

被害を受けた家屋や償却資産に係る固定資産税・都市計画税の税額の全部または一部について減免を受けることができます。

### 市税等の徴収猶予

収税課 ☎224-5691 ☎226-2538

財産に被害を受け、市税等を納付できないときは、1年以内の期間に限り、市税等の納付の猶予を受けることができます。

### 税関係証明交付手数料の免除

市民税課 ☎224-5637 ☎226-2540

資産税課 ☎224-5642 ☎226-2539

収税課 ☎224-5686 ☎226-2538

被災し、その復旧のために使用する場合は、交付手数料

料を免除します。

### 住民票の写し等の交付手数料の免除

市民課 ☎224-5742 ☎226-5091

被災し、その復旧のために使用する場合は、住民票の写しおよび印鑑登録証明書の交付手数料を免除します。  
通知カード、マイナンバーカードの再交付手数料の免除

市民課 ☎224-5744 ☎225-5371

被災によりマイナンバーカード等を破損、消失した場合、再交付手数料を免除します。

### 国民健康保険税の減免

国民健康保険課 ☎224-5833 ☎224-7318

国民健康保険に加入している世帯の世帯主で、居住している家屋が床上浸水の被害を受けた方は、保険税の減免を受けることができます。

### 国民健康保険一部負担金の免除

国民健康保険課 ☎224-5836 ☎224-7318

国民健康保険に加入している方で、居住している家屋が床上浸水の被害等を受けた場合は、一部負担金の免除を受けることができます。

### 後期高齢者医療保険料の減免

高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318

居住している家屋等が床上浸水等の被害を受けた方は、保険料の減免を受けることができます。

### 後期高齢者医療一部負担金の免除

高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318

居住している家屋等が損壊等の被害を受けた方は、一部負担金の免除を受けることができます。

### 介護保険料の減免

介護保険課 ☎224-5817 ☎224-5384

床上浸水の被害を受けた方は、保険料の減免を受けることができます。

### 介護サービス事業所等の利用料の免除

介護保険課 ☎224-6402 ☎224-5384

介護保険の被保険者で、床上浸水等の被害を受けた方は、利用料の免除を受けることができます。介護保険施設等での食費・居住費は対象外です。

### 国民年金保険料の免除

市民課 ☎224-5764 ☎226-5091

住宅等の財産が一定の被害を受けた方は、保険料の免除を受けることができます。

### 利用者負担額(保育料)の軽減

保育課 ☎224-5827 ☎223-8786

被害の程度によって、利用者負担額(保育料)の減免等を受けることができます。

# 「でんけん」って何？

## 川越の重要伝統的建造物群 保存地区の歩み

都市景観課 ☎224-5961

☎225-9800



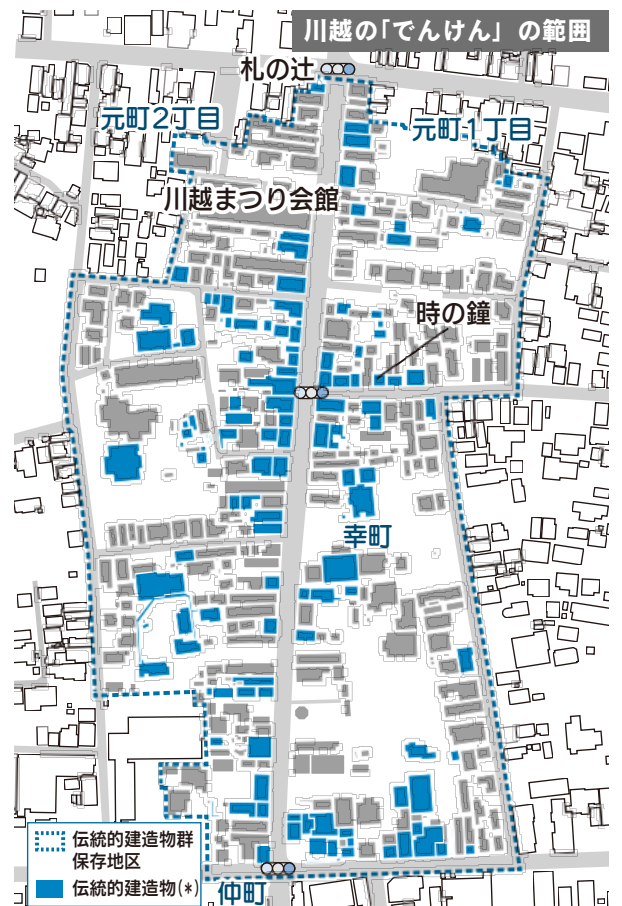
伝統的建造物群保存地区とは、歴史的な町並みを後世に伝えるため、昭和50年の文化財保護法の改正によって生まれた制度です。

この制度の特徴は、個々の建物ではなく、地区を指定して建物のまわりとそその一帯を保存する点にあります。その中で特に価値の高い地区が、国から重伝建に選定されます。

### 伝統的建造物群保存地区とは

「でんけん」は、「伝統的建造物群保存地区」の略称で「伝建」とも書きます。蔵造りの町並みのような、歴史的な建物がまとまりを持つ地区です。

川越の「でんけん」が、国の重要伝統的建造物群保存地区(重伝建)に選定されたのは平成11年12月1日、今年で20周年を迎えます。



\* 伝統的建造物：江戸時代から昭和初期にかけての建造物で、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建造物

現在、京都市や金沢市など、全国の118地区が重伝建として選定されています。

### 川越の「でんけん」

右の地図は、川越の「でんけん」を示したものです。北は札の辻交差点から、南の仲町交差点にかけての範囲となります。

この地区は、すでに江戸時代から城下町として最も栄えた所でした。

委員会に携わる  
2人にお話を  
伺いました

## 川越町並み委員会に携わって

### 川越町並み委員会委員長 原知之<sup>はら ともゆき</sup>さん

大学卒業後、会社勤めの後、昭和58年に生まれ育った店に戻りました。当時、観光客はほとんど見掛けませんでした。ただ、週末に時々リュックを背負った方がいて、後で知ったのですが、蔵造りや寺社を巡っていたようです。その当時、蔵や寺社の価値が分かっていたし、気付いていなかったと思います。



「でんけん」内の陶器店で生まれ育ち、蔵と共に歩んできました

#### ●委員長として

委員長になって2年になります。委員それぞれが対等な立場で「でんけん」の町並みを協議し合う場であると思っています。毎月さまざまな案件がありますが、特に店舗ののれん、看板に関する案件が多いです。厳しく規制をするわけではなく、一定のルールの中で幅を持たせて対応していきたいと思っています。私は商人であるため、建築など専門的なことは詳しくないので、建築家の委員の意見はとても参考になります。

#### ●これからの「でんけん」

委員会は、商店街から独立したものになっているのですが、いまだに商店街の組織だと思われています。地区内の皆さんに委員会をもっと認知してもらおうとともに、地区内のルールを守っていく組織ということを知ってもらいたいと思います。今後は、空き店舗による衰退を避け、地元で愛されるお店が増えてくれるといいですね。

### 元町1丁目自治会長 須賀憲<sup>す げん</sup>さん

生まれも育ちも元町1丁目で、委員会に関わるようになったのは、自治会の副会長になった平成20年からです。委員会に携わって、皆さんが昔からの建物を生かして、自分たちのまちを残していきたいという思いの強さを感じました。



伝統的建造物群保存地区保存審議会の委員も務めています

#### ●より良いまちへの協議

委員会での協議は、建物でも、看板でも、良い物にしていこうという各委員の思いが伝わってきます。建築家も専門的な観点から、意見を出してくれます。その結果、商店街や地区の皆さんの協力があって、景観が保たれていると思います。

最近では、新規の出店に関して、いろいろと細かいところまで協議したことが印象に残っています。

#### ●これからの「でんけん」

自治会を超えて、まちを一つにしようというのが「川越町並み委員会」だと思います。「でんけん」内に住んでいる人や商売をしている人にとっては決まりごとがあり、大変なこともあります。今後は地区と行政がうまく連携を取って町並みを守っていければいいと思います。

明治26年(1893)に起きた大火事は、時の鐘をはじめ多くの建物を焼失させました。川越の豪商たちは、火事に耐えた蔵造りの建物を競うかのように建てました。

戦後になり、やがてにぎわいの中心がこの地区から川越駅近くへ移っていきます。昭和50年ごろの一番街は、休日の日中でも、歩く人の姿はあまり見られない状況だったといえます。

しかし、昭和62年に川越一番街商業協同組合を中心に「町並み委員会」の発足や、平成4年の無電柱化など、歴史的な町並みを生かしたまちづくりへの動きが、市民と行政との間で活発になります。

そして平成11年、市が指定した地区が、国の重伝建に選定されました。川越の「でんけん」内では、歴史的な町並みに合わせた外観とすることで、さらに歴史的な魅力が増しました。

### 川越町並み委員会「でんけん」

多くの人たちの努力で、川越の「でんけん」は現在のようにたくさんの人を迎えるまちへと変わりました。商店街の一組織だった「町並み委員会」は、平成21年に自治会などを含めた地域の組織「川越町並み委員会」へと発展していきました。

## 川越の「でんけん」の歩み

西暦	出来事
1457	上杉持朝の命によって太田道真・道灌が河越城を築城
1792	土蔵造りの「大沢家住宅」(国重要文化財)が建てられる
1893	明治の川越大火(当時の川越町の3分の1以上が焼失) *この大火後の復興にあたり、江戸文化の影響を受けていた川越商人は、防火建築である土蔵造りを採用し、蔵造りの町並みが形成される。
1975	文化財保護法に伝統的建造物群保存地区制度創設 伝統的建造物群保存対策調査
1981	蔵造り商家16件を市指定文化財に指定
1983	「川越蔵の会」発足
1985	川越一番街商店街活性化モデル事業調査(コミュニティマート構想)
1987	「町並み委員会」発足
1988	町並み委員会が「町づくり規範」を策定
1989	埼玉県内初の景観条例となる川越市都市景観条例施行(旧条例)
1992	一番街通りの電線地中化事業完了
1993	「十カ町会」発足
1997	十カ町会が市に伝建地区指定の要望書提出
1998	川越市伝統的建造物群保存地区保存条例制定
1999	重要伝統的建造物群保存地区選定(川越市川越伝統的建造物群保存地区及び中央通り線の縮小変更の都市計画決定) 川越一番街蔵造りの町並みがグッドデザイン賞特別賞「アーバンデザイン賞」受賞
2001	川越市川越伝統的建造物群保存地区防災計画策定
2003	川越まつり会館開館
2004	川越十カ町地区都市景観形成地域施行
2005	十カ町会がまちづくり月間国土交通大臣表彰を受賞
2007	一番街歩道整備、街路灯新設
2009	町並み委員会が伝建地区保存団体として「川越町並み委員会」を再発足
2011	川越市歴史的風致維持向上計画認定(歴史まちづくり法)
2013	川越町並み委員会がまちづくり月間国土交通大臣表彰を受賞
2015	川越町並み委員会を都市景観推進団体に指定
2016	「川越氷川祭の山車行事」がユネスコの無形文化遺産に登録
2017	川越市川越伝統的建造物群保存地区防災計画改定 川越町並み委員会発足30周年 川越町並み委員会が地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰を受賞 時の鐘耐震化事業完了
2019	重要伝統的建造物群保存地区選定20周年

## そして、これから

「町並みは一人一人、一つ一つの行為が相乗効果となってつくられるものです。建物ばかりではなく、緑・門塀・看板類・照明や道のつくりを含めて、様々な主体がパートナーとなつてはじめて、川越固有の歴史的

風致を守り育て、また、そのまちづくりの意識を共有することによって町並みの魅力も向上し、川越に住んでいることの誇りと価値を高めるものと考えます」。これは、川越町並み委員会の昨年度の活動報告にある文章で、「でんけん」を守っていくための思いがこぼれています。

重伝建に選定されて20年、時代の変化を受け入れながら、町並みは、住む方や商売をする方など関わる皆さんの手によって守られてきました。令和の時代も、地区の皆さんによって活動が受け継がれ、川越の「でんけん」の魅力がさらに増していくことでしょう。

## でんけん川越 まちづくりシンポジウム

都市景観課 ☎224-5961 ☎225-9800

蔵造りの町並みに代表される建造物群が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されて20周年。これを記念してシンポジウムを開催します。千葉大学名誉教授・福川裕一さん、文化庁文化財調査官・清永洋平さんによる基調講演や、パネルディスカッションを通して、これまでの歴史を振り返り、今後の歴史や文化を生かしたまちづくりを考えます。当日直接会場。  
日時…12月1日(日)午後1時40分～(開場は午後1時)

会場…やまぶき会館 定員…先着500人 経費…無料  
\*午後1時10分から初雁中学校吹奏楽部による演奏があります。  
\*駐車場は台数に限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。  
\*手話通訳を希望する方は、11月21日(木)までに同課に連絡してください。

## ハローワーク川越の開設時間が変わります

雇用支援課 ☎238-6702

Fax 238-6703

ハローワーク川越では、職業相談・紹介業務について、毎週水曜日および金曜日の夜間に開設時間を延長していますが、12月2日(月)から開設時間が、次のとおり変更となります。

**変更内容**：月・水・金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ▼火・木曜日 午前8時30分～午後7時(職業相談・紹介業務のみ)

\*土曜日については、今までどおり第2・第4土曜日の午前10時から午後5時です。

## 台風第19号で被災された方にご支援を

福祉推進課 ☎224-5769  
☎225-3033

台風第19号により市内でも大きな被害が発生しました。市では、被災者の復旧支援のため、義援金を受け付けています。皆様のご協力をお願いします。

**口座振込**…埼玉りそな銀行 川越支店  
普通預金4530729 川越市義援金  
台風第19号

\*埼玉りそな銀行およびりそな銀行からの振込手数料は掛かりません。  
\*時間外手数料が別途掛かります。

**募金箱設置場所**…同課(本庁舎1階)・  
市民センター・ウェスタ川越総合案内・南公民館・川越市社会福祉協議会・  
小江戸蔵里・川越まつり会館

**現金書留**…〒350-8601川越市役所  
福祉推進課(川越市義援金)

問い合わせ：ハローワーク川越  
☎242-0197

## 情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

総務課 ☎224-5550

Fax 225-2895

### 情報公開制度の運用状況

市では、保有している公文書を公開する「情報公開制度」を実施しています。

この制度は、市民の皆さんの市政への参加促進と開かれた市政を推進することを目的としています。平成30年度の請求等件数は、合計201件でした。結果は、全部公開112件、部分公開51件、非公開20件、取り下げ18件でした。

### 個人情報保護制度の運用状況

市では、保有する個人情報の取り扱いを定め、個人情報の開示・訂正等を請求することができ、「個人情報保護制度」を実施しています。

この制度は、市民の皆さんの権利利益の保護と公正で信頼される市政の推進を目的としています。平成30年度の請求等件数は、開示請求が合計515件でした。結果は、全部開示36件、部分開示32件、不開示445件、取り下げ2件でした。なお、訂正等の請求はありませんでした。

### 各運用状況の閲覧場所

同課(本庁舎4階)・情報公開窓口(東庁舎1階)、または市ホームページで確認できます。

## 参議院埼玉県選出議員補欠選挙の結果

選挙管理委員会事務局 ☎224-6120  
☎226-7713

候補者氏名 (届け出順)	得票数( )内は埼玉県全体 当=当選
立花孝志	7,465票 (168,289票)

当 上田きよし 47,111票 (1,065,390票)

有効投票=54,576票▶無効投票=1,827票  
▶投票率=19.28%

## ～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- データ放送サービスを行っています 広報室 ☎224-5495☎225-2171  
「テレビ埼玉」のデータ放送サービスで、川越市の行政情報を見ることができます。平常時は市からのイベント情報や観光情報など、災害発生時には避難情報や支援情報などを発信します。
- 家屋取り壊しの際は届け出を 資産税課 ☎224-5684☎226-2539  
家屋の固定資産税は毎年1月1日に所有する建物に掛かります。年内に家屋を取り壊した場合、次年度からその家屋に対する固定資産税が掛からなくなります。  
建て替えや老朽化などで家屋を取り壊したときは、年内に届け出をしてください。家屋の取り壊しについて詳しくは同課までお尋ねください。
- 地域福祉に関するアンケートにご協力ください 福祉推進課 ☎224-5769☎225-3033  
市と社会福祉協議会では、令和3年度を初年度とする地域福祉の計画に市民や各種団体の皆さんの意見を反映させるため、アンケート調査を実施します。調査票は11月22日(金)に発送を予定しています。調査票が届いた方は、12月4日(木)までに返送してください。ご協力をお願いします。
- 「障害者週間の集い」が中止になりました 障害者福祉課 ☎224-5785☎225-3033  
12月7日(土)・8日(日)にオアシスで開催を予定していた「障害者週間の集い」は、台風第19号の影響により、中止となりました。

## 平成30年度の主な事業と決算額

\* 1万円単位で端数調整をしています。

### 民生費 488億3,118万円

児童、高齢の方、障害のある方などのための福祉、生活保護の実施等に要する経費

- ・障害児通園施設(児童発達支援センター)建設  
7億7,112万円



完成した児童発達支援センター

- ・保育所等建設補助  
6億9,121万円

### 教育費 137億3,493万円

小中学校など、教育全般に要する経費

- ・小中学校普通教室空調設備整備 20億2,365万円
- ・仮称霞ヶ関西公民館建設 3億8,725万円



小学校の教室に設置された空調設備

完成した霞ヶ関西公民館

### 衛生費 115億4,160万円

医療、公衆衛生、精神衛生など市民の健康保持増進と、し尿・ごみなど廃棄物の収集・処理に要する経費

- ・西清掃センター解体 8億4,158万円
- ・胃がん個別検診 1億7万円

### 総務費 106億7,772万円

市の全般的な事務管理、徴税、戸籍、選挙等に要する経費

- ・新たな交通事業 1,202万円



平成31年2月18日に運行を開始したデマンド型交通

- ・東京オリンピック・パラリンピック大会機運醸成事業  
1,629万円

### 公債費 100億4,402万円

市債(借金)の償還に充てる経費

\* 平成30年度末時点で、一般会計の市債残高は、1,033億859万円です。

### 土木費 70億1,462万円

道路や河川、市営住宅などの整備に要する経費

- ・笠幡駅前周辺整備 3億7,979万円



完成した笠幡駅前広場

### 商工費 13億2,847万円

商工業や観光の振興等に要する経費

- ・リノベーションによる空き店舗等再生事業 950万円
- ・みんなで支える観光基金活用事業 405万円

### その他 65億956万円

議会費・労働費・農林水産業費・消防費・災害復旧費・諸支出金の合計



川越市総合防災訓練の様子



# 平成30年度決算の概要

財政課 224-5618

225-2895

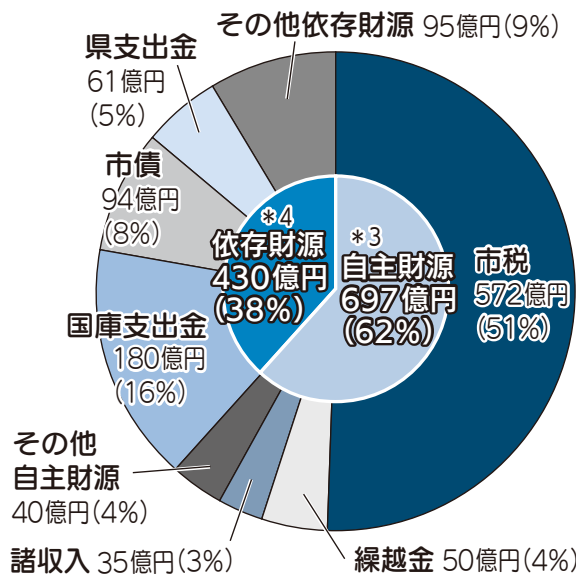
市の平成30年度一般会計決算額は、歳入が1,127億4,971万8,165円、歳出が1,096億8,209万5,068円で、差し引き額の30億6,762万3,097円は、次年度へ繰り越します。また、平成29年度決算と比較すると、歳入が前年度比1.8%の減、歳出が0.1%の減となりました。歳入が減少した主な要因は、市債が減少したことなどで、歳出が減少した主な要因は、学校給食センターの整備の完了等に伴い投資的経費が減少したことなどによります。

	歳入	歳出	差引残高(形式収支)
一般会計*1	1,127億4,971万8,165円	1,096億8,209万5,068円	30億6,762万3,097円
特別会計*2	632億9,997万0,041円	613億1,145万8,521円	19億8,851万1,520円
総計	1,760億4,968万8,206円	1,709億9,355万3,589円	50億5,613万4,617円

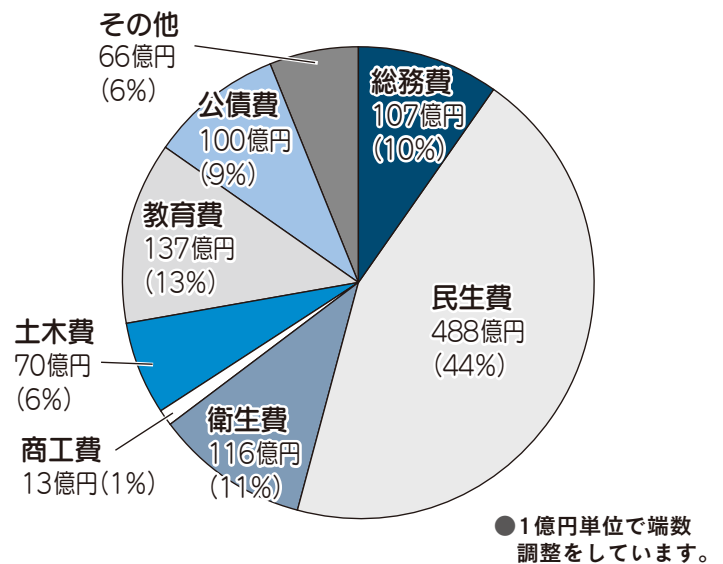
\*1 一般会計とは、地方自治体の会計の中心で、行政運営の基本的な経費を計上している会計。

\*2 特別会計とは、国民健康保険事業などの特定事業について、歳入歳出を一般会計と区分して別に処理するための会計。ただし、上記数字には、公営企業会計である上下水道事業分を含みません。

## 一般会計の歳入



## 一般会計の歳出



\*3 自主財源とは、地方自治体が自主的に調達できる財源。自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保できます。  
\*4 依存財源とは、国や県の意思で定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源。

## 健全化判断比率

法律に基づき、自治体財政の健全化を示す健全化判断比率を公表します。早期健全化基準(財政再生基準)以上になった場合は、財政健全化計画(財政再生計画)を策定することが義務付けられています。いずれの指標も早期健全化基準未満になりました。

	川越市	法律に基づく基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- *5	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	- *5	16.25%	30.00%
実質公債費比率	5.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	68.9%	350.0%	

実質赤字比率…一般会計等の赤字の大きさ  
連結実質赤字比率…市全体の赤字の大きさ  
将来負担比率…借入金の残高など、今後支払わなければならない負債の大きさ  
\*5 実質赤字額、連結実質赤字額が生じていないため「-」と表記しています。

## 資金不足比率(公営企業)

資金不足比率とは、公営企業会計で、営業収益に対する手持ち資金の不足額の割合のことを言い、数値が低いほど健全とされます。平成30年度決算では、農業集落排水事業特別会計・水道事業会計・公共下水道事業会計のいずれも、資金不足を生じませんでした(資金不足となった場合のみ数値化されます)。この比率が法律で定める経営健全化基準(20.0%)以上の場合、経営健全化計画を策定することが義務付けられています。

\*健全化判断比率と資金不足比率の詳細は、市ホームページで確認できます。

ニュース  
催し・募集  
情報アラカルト  
市民相談案内  
施設情報  
子育て情報  
保健・健康  
ひとまち  
コラム

障害のある方を対象とした職員採用試験の実施  
職員課 ☎224-5553 ☎225-2895

障害のある方を対象とした職員採用試験(令和2年4月1日採用)を実施します。給与・勤務時間・休暇など、詳しくは募集案内をご確認ください。募集案内は、同課(本庁舎4階)・市民センター・南連絡所・ウェスタ川越証明センター等で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。なお、点字による募集案内・申込書は、職員課のみで配布します。**職種・募集人員・受験資格(点字による受験ができます)**  
受験資格の要件を全て満たし、日本国籍を有することが必要です。

職種	募集人員	受験資格
事務	8人	①生年月日が昭和60年4月2日から平成14年4月1日まで ②次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳の交付を受けている ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ●療育手帳の交付を受けている ③週38時間45分の勤務が可能

**申し込み**…12月11日(水)(消印有効)までに郵送で〒350-8601川越市役所職員課

- \*点字による受験を希望する場合は、受験申込書への記入は代筆可能です。
- \*受験する上で、配慮が必要な場合は受験申込書にご記入ください。

**採用試験**

**試験日**…来年1月18日(土)

名称		納期限	問い合わせ
固定資産税(第3期)	国民健康保険税(第5期)	12月2日(月)	高年齢・障害医療課
後期高齢者医療保険料(第5期)	介護保険料(第5期)		介護保険課
〒226-1253	〒224-1584		〒224-1731
8686	842		817



ふおとニュース



35周年を迎えたオффエンバッハ市との交流



チャダンスを通じて交流

姉妹都市オффエンバッハ市(ドイツ・ヘッセン州)とは昭和58年8月に姉妹都市提携を結び、昨年35周年を迎えました。それを記念して今年8月、川合善明市長、三上喜久蔵市議会議長、清水俊男姉妹都市交流委員会代表をはじめ総勢29人の市民がオффエンバッハ市を訪問しました。  
現地では市内視察のほか、35周年を祝う記念式典に参列。オффエンバッハ市長のフリックス・シュバンケさんからは「35年にわたり尽力された全ての人に感謝しています。これからも両都市の人たちが出会い、友好の道を開いてくれることを願います」とあいさつがあり、姉妹都市として両市の絆を一層深める交流となりました。  
10月2日から9日まではオффエンバッハ市から青少年交流団25人が川越を訪れました。滞在中は市内の受け入れ家庭で、日本の食事や生活文化を体験。3日に行われた交流会では、昨年オффエンバッハ市を訪問した川越市中学生交流団の派遣生と久しぶりの再会を喜びました。7日に訪問した初雁中学校では、お互いの学校や文化について紹介し合い、英語の授業などを見学。また、同日に山村学園高校バトン部を訪れ、華やかで活気あるチャダンスに迎えられ、同校の生徒に教わりながら一緒に踊りました。



記念式典で署名する両市長。新たな一歩を踏み出しました



# 市長 からの 手紙

## 91 川越地区消防組合

先月発生した台風第19号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。併せて、多くの皆様からご支援をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

今回の台風の際もそうですが、災害発生時などに消防が救援活動を行っています。川越市における消防組織の正式な名称は、「川越地区消防組合」です。多くの方にとって「組合」という名称から連想するのは労働組合や協同組合かも知れませんが、川越地区消防組合は、昭和48年4月1日に川越市と川島町により設立された、一部事務組合と呼ばれる地方公共団体(特別地方公共団体)です。ちなみに、県や市町村は普通地方公共団体です。

川越地区消防組合は、川越市と川島町の消防事務を共同で行うことを目的として設立された組合です。消防組合は地方公共団体ですから、議会が設置されています。議員定数は13人、

任期は2年で、川越市議会議員から10人、川島町議会議員から3人が、それぞれの議会における選挙により選出されます。執行機関側には、監査委員、公平委員会のほか、管理者などが置かれています。消防組合の管理者・副管理者は、川越市、川島町の長の協議で決めることになっていて、管理者は川越市長、副管理者は川島町長と川越市副市長1名が就任しています。

消防組合の経費は、川越市と川島町が9:1の割合で負担し、平成30年度の決算では、組合の収入は52億3,600万円(100万円未満切り捨て、以下同じ)、支出は51億7,100万円です。

川越地区消防組合の本部庁舎は神明町にありますが、庁舎の狭あい化、老朽化が著しいため、現在、新庁舎建設に向けて準備を進めています。

なお、救急業務に関して、平成21年に出場件数13,490件、搬送人員12,037人であったのが、平成29年には出場件数17,612件、搬送人員15,303人(搬送人員が出場件数より少ないのは、不搬送件数があるため)という状況で、8年間で出場件数が4,122件の増、搬送人員が3,266人の増となっています。高齢化が進む中、今後も増加していくと考えられ、適切な対応が課題となっています。

川越市長 川合喜明

こんなこともやっています！  
図書館の仕事 その2

中央図書館 Tel 222-0559

Fax 224-7822

### ブックスタートを行っています

ブックスタートとは、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」を贈る事業です。赤ちゃんが、絵本を見ながら、ゆつくり心ふれあうひとときを持つきっかけづくりを目的に行われています。



現在の絵本は『くっついた』

市では平成15年からブックスタートを始め、4か月児健診の会場で、絵本と1歳までの赤ちゃん向けのおすすめ絵本リストを渡しています。また、赤ちゃん絵本でコミュニケーションを取る楽しさを体験してもらうため、図書館の職員などが絵本の読み聞かせを上演しています。赤ちゃんの反応は、じっと絵本を見たり、絵本に手を伸ばしたり、隣の子と見詰め合ったり、健診で疲れたのか眠っていたりとさまざまです。

市立図書館では、「家族みんなで、絵本を通じて赤ちゃんとのふれあいの時間を持ってもらえれば」と思い、ブックスタートを行っています。お渡しした絵本は、ぜひご家庭で楽しんでください。身近な方に絵本を読んでもらった経験が、赤ちゃんの人生において宝物になることを願っています。

## 近代化の過程を示す住宅 — 旧山崎家別邸 —

松江町二丁目にある旧山崎家別邸(以下、別邸)は、9月30日付けで国の重要文化財(建造物)に指定されました。市における重要文化財指定は、全体で13件目となり、建物としては、5件目(15棟目)となります。「わが国における住宅の近代化の過程を示している」ことにその歴史的価値が認められ、指定につながりました。

別邸は、老舗菓子店「亀屋」5代目・山崎嘉七の隠居所として大正14年(1925)に建てられました。設計は、住宅作家の先駆けと言われる保岡勝也で、施工は地元川越と東京の職人の合作です。別邸の特徴は、和と洋の建物が並び建つ点で、外観は、和洋の調和が図られ、違和感なく仕上げられています。内部の見どころの一つは、和館の各所に見られる光付けです。光付けとは、日本建築に見られる高度な技を要す加工で、柱や礎石など材料同士の接する面をその形状に合わせて隙間なく仕上げることで、客間や居間の丸い柱に合わせるために建具に光付けがされています。



建具の光付け。丸い柱に合うように加工されています

別邸は、生活様式の洋風化による近代化の特徴が見られるとともに和の伝統的技法が随所に見られる建築です。大正時代の面影を感じられる別邸にぜひお越しください。



農政課 224-5939

## キウイ

「キウイは酸っぱくて苦手だったけど、このなら甘くて食べられる」と話すお客さんがいるほど、甘いキウイを栽培する藤倉の石井正さん。キウイは木になったままでは熟しにくいので、収穫後に温度・湿度等を工夫して甘くする「追熟」を行います。「皆さんの手に届く頃に、甘くて軟らかい食べごろになるように、予約を受けてから追熟しています」と石井さん。栽培で特に気を使っていることは灌水のタイミング。キウイは乾燥すると果実の皮にしわが寄ってしまうので、土が乾燥しないように工夫しているとのこと。

石井さんのキウイは11月9日から12月末の土・日曜日限定で販売しています。追熟するため購入の際は約1週間前に予約が必要です。詳しくは「石井ぶどう園」のホームページをご確認ください。



キウイは冬の訪れを感じるこれからが旬。石井さんは合計5品種栽培していて、定番の緑や黄色に加え、赤い果肉のキウイも栽培しています。さまざまな品種の中からお気に入りを見つけてみませんか。

この時期に市内の直売所などで購入できる主な川越産野菜  
コマツナ、ネギ、ダイコン、ハクサイ、サツマイモ、サトイモ、ゴボウ、キュウリ、キャベツ、ニンジン、長ネギ、カブ、菜の花



ボールを送る県立川越高校応援団(昨年撮影)

市内で交通規制が行われます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

小 江戸川越ハーフマラソンは、応援するたくさんの人たちも魅力の一つです。沿道から声援を送ったり、演奏したりして、全国から集まったランナーを後押ししています。大会当日は、市

上からの射撃を射ます。スピードに乗った馬や、そこから矢を放ち的を射抜くさまはとても迫力があり、会場から歓声が上がります。



見事命中! (昨年撮影)

11月16日(土)に河越館跡で河越流鎗馬が、24

編集後記

どんぶり

## 広報川越1450

「声の広報川越(CD)」 「点字広報川越」を作成しています。ご希望の方は、広報室までご相談ください。 224-5495 225-2171

発行日/令和元年11月10日(毎月10日・25日発行)  
発行/川越市 〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3-1 <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>  
049-224-8811(代表) 049-225-2171  
編集/広報室

私的利用の範囲を除き、記事や写真の無断転載を禁止します。

この印刷物は、グリーン購入法に適合する紙を使用し、印刷用の紙へ、リサイクルできます。



Fontworks UDFont